別紙１

令和８年度龍ケ崎市奨学生募集要項

目　的

龍ケ崎市の奨学生制度は、家庭の経済的理由により、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に進学、又は修学することが困難な生徒に学費の一部を支給することで、有益な人材を育成することを目的としています。

１　奨学金について

支給額は、月額１０，０００円です。給付型奨学金のため、原則として返還は不要です。

２　支給期間

高等学校等の卒業まで支給（ただし、正規の修業年限までとします。）

ただし、定時制の課程及び通信制の課程については４年を限度とする。

３　募集人員

13 名程度（ただし、13 名未満となる場合があります。）

４　奨学生の要件

奨学金の支給を受けようとする生徒は、次の要件全てに該当する者とします。

⑴　申請の日以前において１年以上引き続き市内に居住し、かつ、進学し、又は修学する高等学校等の修業年限の全期間においても引き続き市内に居住していること。

⑵　経済的理由により高等学校等に進学し、又は修学することが困難であること。

⑶　学力優秀であり、かつ、品行方正であること。

⑷　国、県その他の団体から奨学金その他これに類する資金（高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金並びにそれに類する資金を除く。）の貸与又は支給を受けていないこと。

※高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金と本奨学金の併給は可能とする。

５　保護者の要件

奨学金の支給を受けようとする生徒の保護者は、次の要件全てに該当する者とします。

⑴　高等学校等の授業料等の納付義務を負う者で、当該生徒と生計を一にしていること。

⑵　申請時において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

６　応募方法

⑴ 応募期間等

提出書類は、令和８年１月７日（水）から令和８年２月 10 日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日、午前９時から午後５時の間に、龍ケ崎市教育委員会教育総務課（龍ケ崎市役所２階）に持参してください。必ず内容を受け答えできる方が持参してください。

⑵　提出書類

①　龍ケ崎市奨学金申請書（様式第１号）

②　龍ケ崎市奨学生推薦調書（様式第２号）

③　令和７年（2025 年）中の収入が分かる書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

④　宣誓書

⑤　最新の賃貸契約書等、家賃が証明できる書類の写し※賃貸住宅に住んでいる方のみ

7　決定及び通知

提出書類その他の必要な調査を行い、２月下旬頃に龍ケ崎市奨学生審査会を行い、対象者を決定します。審査結果は、３月中旬に申請者に通知します。

8　注意事項

⑴　様式について

提出書類のうち、定められた様式（様式第１号、様式第２号）については、市内各中学校、高等学校及び龍ケ崎市教育委員会教育総務課で配布します。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

⑵　奨学金申請書について（様式第１号）

①　生計を同一にしている方については、その全員について「家族の状況」欄に記入してください。また、収入のある方は、必ずその月収額を「月収（税込）」欄に記入してください。

②　単身赴任その他理由により別居している生計維持者、就学又は病気療養のため別居していても生計を一にしている方については、いずれも「家族の状況」欄に記入してください

③　奨学金を希望する理由は、出来るだけ詳細に記入してください。後日、確認のため担当者から連絡をする場合があります。

⑶　奨学生推薦調書について（様式第２号）

①　奨学生推薦調書は、在学する中学校又は高等学校等に作成を依頼してください。

②　学校は、奨学生推薦調書を封入封緘のうえ発行します。封を開けずに、他の提出書類とともに提出してください。

⑷　その他

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、決定後であっても奨学生を取り消すことがあります。また、既に支給された奨学金を返還していただく場合があります。

【問い合わせ】〒301-8611　龍ケ崎市 3710 番地
龍ケ崎市教育委員会教育総務課
教育総務グループ
TEL：0297-64-1111㈹　（内線 291）